

議案第 39 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「海外渡航者無犯罪証明手数料」を「犯罪経歴証明手数料」に改め、同表の27の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表の123の項中「7,190円」を「7,400円」に、「4,510円」を「4,640円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「850円」を「880円」に、「129,500円」を「133,200円」に、「45,500円」を「46,800円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「59,000円」を「60,700円」に、「3,940円」を「4,050円」に改め、同表の144の項中「2,450円」を「2,520円」に改め、同表の145の項中「420円」を「430円」に、「4,200円」を「4,300円」に改め、同表の178の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同表の178の2の項中「7,200円」を「7,600円」に改め、同表の178の3の項中「146,200円」を「154,100円」に、「128,500円」を「135,400円」に、「57,400円」を「60,400円」に、「92,900円」を「97,900円」に改め、同表の178の4の項中「4,400円」を「4,600円」に改め、同表の178の5の項中「135,000円」を「142,300円」に、「112,800円」を「118,800円」に、「46,100円」を「48,500円」に、「68,300円」を「71,900円」に改め、同表の179の項中「11,000円」を「11,600円」に改め、同表の180の項中「73,400円」を「77,300円」に、「69,400円」を「73,100円」に、「29,400円」を「30,800円」に、「34,800円」を「36,600円」に改め、同表の181の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の182の項中「50,400円」を「53,000円」に、「47,600円」を「50,100円」に、「20,200円」を「21,100円」に、「22,200円」を「23,300円」に改め、同表の183の項中「66,000円」を「69,500円」に、「62,400円」を「65,700円」に、「18,100円」を「18,900円」に、「31,200円」を「32,700円」に改め、同表の188の項を次のように改める。

188 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認の申請に対する審査	医薬品製造販売承認申請手数料	(1) 医療用医薬品に係るもの 206,100円 (2) その他の医薬品に係るもの 73,100円
	医薬部外品製造販売承認申請手数料	(1) 薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品に係るもの 73,100円 (2) その他の医薬部外品に係るもの 35,800円
	医療機器製造販売承認申請手数料	106,900円

別表第1の188の2の項中「47,700円」を「50,200円」に、「28,100円」を「29,500円」に、「13,100円」を「13,700円」に、「101,800円」を「107,200円」に、「2,050円」を「2,170円」に、「71,100円」を「74,900円」に、「1,020円」を「1,070円」に、「38,300円」を「40,300円」に、「340円」を「360円」に改め、同表の190の項を次のように改める。

190 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認事項一部変更承認の申請に対する審査	医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(1) 医療用医薬品に係るもの 98,800円 (2) その他の医薬品に係るもの 31,700円
	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(1) 薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品に係るもの 31,700円 (2) その他の医薬部外品に係るもの 21,400円
	医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	63,600円

別表第1の190の3の項及び192の項中「2,900円」を「3,000円」に改め、同

表の 196 の 2 の項中「第36条の 4 第 1 項」を「第36条の 8 第 1 項」に改め、同表の 196 の 3 の項中「第36条の 4 第 2 項」を「第36条の 8 第 2 項」に改め、同表の 196 の 6 の項中「69,400円」を「73,100円」に改め、同表の 196 の 7 の項中「47,600円」を「50,100円」に改め、同表の 196 の 8 の項中「17,500円」を「18,300円」に改め、同表の 196 の 9 の項中「47,700円」を「50,200円」に、「28,100円」を「29,500円」に、「13,100円」を「13,700円」に、「101,800円」を「107,200円」に、「2,050円」を「2,170円」に、「71,100円」を「74,900円」に、「1,020円」を「1,070円」に、「38,300円」を「40,300円」に、「340円」を「360円」に改め、同表の 210 の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表の 212 の 5 の項中「24,000円」を「35,000円」に改め、同表の 213 の 4 の項を同表の 213 の 5 の項とし、同表の 213 の 3 の項を同表の 213 の 4 の項とし、同表の 213 の 2 の項を同表の 213 の 3 の項とし、同表の 213 の項の次に次のように加える。

213 の 2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第 6 条の 11 の 2 の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	2,400円
--	----------------	--------

別表第 1 の 220 の 7 の項中「2,000円」を「2,060円」に、「400円」を「410円」に改め、同表の 221 の項中「9,250円」を「9,510円」に、「300円」を「310円」に、「6,890円」を「7,080円」に、「12,480円」を「12,840円」に、「6,900円」を「7,090円」に、「1,370円」を「1,410円」に、「2,760円」を「2,840円」に、

「	放射能試験（測定）手数料	実費を勘案して知事が定める額
---	--------------	----------------

を

「	放射能試験（測定）手数料	(1) 食品中のセシウム（放射性物質のうち、セシウム 134 及びセシウム 137 をいう。）に係るもの 1 検体につき 22,000円
---	--------------	--

(2) その他のもの 実費 を勘案して知事が定め る額

に、「3,400円」を「3,500円」に、「8,200円」を「8,400円」に、「15,000円」を「15,400円」に、「32,500円」を「33,400円」に改め、同表の235の項中「16,500円」を「17,900円」に改め、同表の252の項中「104,380円」を「110,600円」に改め、同表の276の項中「36,000円」を「37,000円」に改め、同表の277の項中「670円」を「690円」に、「710円」を「730円」に改め、同表の308の項中「1,260円」を「1,300円」に、「2,420円」を「2,490円」に、「3,690円」を「3,790円」に改め、同表の309の項中「990円」を「1,020円」に、「680円」を「700円」に改め、同表の389の9の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表の437の5の項中「19,000円」を「20,000円」に改め、同表の440の2の項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

別表第3の7の3の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表の7の4の項の次に次のように加える。

7の5 児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	2,400円	児童福祉法第18条の9第1項の規定に基づき知事が指定する者
---	----------------	--------	-------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の178の項、196の2の項及び196の3の項の改正規定 平成26年6月12日

(2) 別表第1の440の2の項の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額について

ては、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 40 号

行政財産の使用料に関する条例等一部改正の件

行政財産の使用料に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 行政財産の使用料に関する条例(昭和39年富山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1土地の項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表建物の項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{108}{100}$ 」に改める。

(富山県収入証紙条例の一部改正)

第2条 富山県収入証紙条例(昭和39年富山県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の975」を「10,000分の9,743」に改める。

(富山県教育文化会館条例の一部改正)

第3条 富山県教育文化会館条例(昭和49年富山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,700円」を「11,050円」に、「32,900円」を「33,850円」に、「19,900円」を「20,500円」に、「94,000円」を「96,700円」に改める。

(富山県高岡文化ホール条例の一部改正)

第4条 富山県高岡文化ホール条例(昭和61年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「23,500円」を「24,200円」に、「8,000円」を「8,250円」に、「12,500円」を「12,900円」に、「97,000円」を「99,800円」に、「63,000円」を「64,800円」に、「30,500円」を「31,400円」に、「3,700円」を「3,850円」に、「2,600円」を「2,700円」に改める。

(富山県新川文化ホール条例の一部改正)

第5条 富山県新川文化ホール条例（平成6年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,600円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「22,500円」を「23,150円」に、「173,000円」を「177,950円」に、「39,500円」を「40,650円」に改める。

（富山県民小劇場条例の一部改正）

第6条 富山県民小劇場条例（昭和62年富山県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「13,500円」を「13,900円」に、「132,000円」を「135,800円」に改める。

（富山県利賀芸術公園条例の一部改正）

第7条 富山県利賀芸術公園条例（平成6年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「18,700円」を「19,200円」に、「16,600円」を「17,100円」に、「31,200円」を「32,100円」に、「15,600円」を「16,000円」に、「9,400円」を「9,700円」に改める。

別表の2の表中「87,000円」を「89,500円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「1,450円」を「1,500円」に、「340円」を「350円」に、「260円」を「270円」に改める。

（高志の国文学館条例の一部改正）

第8条 高志の国文学館条例（平成23年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「4,230円」を「4,350円」に、「2,820円」を「2,900円」に、「840円」を「860円」に、「560円」を「570円」に、「3,780円」を「3,890円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「750円」を「770円」に、「500円」を「510円」に、「1,350円」を「1,390円」に、「900円」を「930円」に、「270円」を「280円」に、「180円」を「190円」に改める。

別表第1の3中「4,000円」を「4,100円」に改める。

別表第1の4の表中「13,770円」を「14,160円」に、「3,440円」を「3,540円」に、「6,840円」を「7,040円」に、「1,710円」を「1,760円」に、「4,230円」を「4,350円」に、「840円」を「860円」に、「3,780円」を

「3,890円」に、「750円」を「770円」に、「1,350円」を「1,390円」に、「270円」を「280円」に、「1,620円」を「1,670円」に、「320円」を「330円」に改める。

(富山県民共生センター条例の一部改正)

第9条 富山県民共生センター条例(平成9年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「8,000円」を「8,300円」に、「31,800円」を「32,800円」に、「14,000円」を「14,400円」に、「22,100円」を「22,800円」に、「42,500円」を「43,800円」に、「21,000円」を「21,600円」に改める。

別表の2の表中「260円」を「270円」に改める。

(富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部改正)

第10条 富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例(昭和56年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「19,010円」を「19,550円」に、「8,070円」を「8,300円」に、「11,880円」を「12,220円」に、「5,050円」を「5,190円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「570円」を「590円」に、「420円」を「430円」に改める。

(富山県総合福祉会館条例の一部改正)

第11条 富山県総合福祉会館条例(平成11年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「18,000円」を「18,300円」に、「27,000円」を「27,800円」に、「37,000円」を「37,500円」に改める。

別表第2中「1,050円」を「1,080円」に改める。

(富山県こどもみらい館条例の一部改正)

第12条 富山県こどもみらい館条例(平成4年富山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,400円」を「4,500円」に、「5,800円」を「6,000円」に、「10,200円」を「10,500円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「4,700円」を「4,800円」に改める。

(富山県心の健康センター条例の一部改正)

第13条 富山県心の健康センター条例(平成9年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,500円」を「1,600円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「5,000円」を「5,100円」に改める。

(富山県国際健康プラザ条例の一部改正)

第14条 富山県国際健康プラザ条例(平成11年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「13,000円」を「13,400円」に改める。

別表第1の2の表中「1,520円」を「1,600円」に改める。

別表第2の1の表中「2,000円」を「2,100円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「800円」を「900円」に改める。

別表第3中「25,000円」を「25,800円」に改める。

(富山県立イタイイタイ病資料館条例の一部改正)

第15条 富山県立イタイイタイ病資料館条例(平成23年富山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「9,600円」を「9,900円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「600円」を「700円」に改める。

(富山県工業用水道条例の一部改正)

第16条 富山県工業用水道条例(昭和46年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県ゴルフ練習場管理条例の一部改正)

第17条 富山県ゴルフ練習場管理条例(平成3年富山県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「10円」を「11円」に改める。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正)

第18条 富山県営駐車場管理条例(昭和51年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県農林水産総合技術センター条例の一部改正)

第19条 富山県農林水産総合技術センター条例(平成19年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,500円」を「1,600円」に、「5,200円」を「5,400円」に、「200円以下」を「300円以下」に、「400円」を「500円」に改める。

別表の2の表中「2,300円」を「2,400円」に、「17,900円」を「16,200円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「31,400円」を「28,500円」に、「1,100円以上3,100円以下」を「1,200円以上3,100円以下」に、「1,100円以上10,000円以下」を「1,200円以上10,300円以下」に、「1,200円以上3,900円以下」を「1,400円以上2,900円以下」に、「6,200円」を「6,300円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「3,400円」を「2,200円」に、「1,100円以上10,300円以下」を「1,200円以上10,600円以下」に、「8,500円」を「8,700円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「118,500円」を「121,900円」に、「4,200円」を「4,300円」に、「1,100円以上4,500円以下」を「1,300円以上4,600円以下」に、「900円」を「1,000円」に、「7,300円」を「7,500円」に、「47,900円」を「49,200円」に、「28,600円」を「29,400円」に、「11,900円」を「12,200円」に、「2,600円以上9,300円以下」を「2,800円以上9,600円以下」に、「3,500円」を「3,600円」に、「34,000円」を「35,000円」に、「37,900円」を「39,000円」に、「44,400円」を「45,700円」に、「1,300円以上8,100円以下」を「2,800円以上8,300円以下」に、「4,700円」を「4,800円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「7,400円」を「7,600円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「14,700円」を「15,100円」に、「157,000円」を「161,500円」に、「277,300円」を「285,200円」に、「59,300円」を「61,000円」に、「476,500円」を「490,100円」に改める。

(富山県花総合センター条例の一部改正)

第20条 富山県花総合センター条例(昭和62年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,830円」を「6,000円」に、「2,980円」を「3,070円」に、「3,440円」を「3,540円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「4,810円」

を「4,950円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「2,870円」を「2,950円」に、「800円」を「820円」に、「2,060円」を「2,120円」に、「1,250円」を「1,290円」に、「350円」を「360円」に、「2円29銭」を「2円36銭」に改める。

(富山県植物公園条例の一部改正)

第21条 富山県植物公園条例(平成5年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「600円」を「620円」に、「400円」を「410円」に、「480円」を「490円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表の2の表中「5,990円」を「6,160円」に、「3,720円」を「3,830円」に改める。

(富山県有峰森林文化村条例の一部改正)

第22条 富山県有峰森林文化村条例(平成14年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,200円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「3,200円」を「3,300円」に、「500円」を「600円」に、「400円」を「500円」に、「160円」を「170円」に、「90円」を「100円」に、「480円」を「500円」に、「320円」を「330円」に改める。

(富山県林道条例の一部改正)

第23条 富山県林道条例(昭和39年富山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第3条」を「第2条」に改める。

別表中「4,300円」を「4,400円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

(富山県漁港管理条例の一部改正)

第24条 富山県漁港管理条例(昭和42年富山県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「1,302円」を「1,339円20銭」に、「63円」を「64円80銭」に、「42円」を「43円20銭」に、「3円15銭」を「3円24銭」に、「220円」を「226円」に、「651円」を「669円」に、「21円」を「21円60銭」に改める。

別表第1の2の表中「42円」を「43円20銭」に改める。

別表第2の1の表中「168円」を「173円」に、「180円」を「185円」に、

「156円」を「161円」に改める。

別表第2の2の表の備考第3項中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の一部改正)

第25条 富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例(平成12年富山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表の3の表中「168円」を「173円」に、「180円」を「185円」に、「6円94銭」を「7円14銭」に、「116円」を「119円」に、「156円」を「161円」に改める。

(富山県河川法施行条例の一部改正)

第26条 富山県河川法施行条例(平成11年富山県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び別表の1(1)の表中「1.05」を「1.08」に改める。

別表の1(2)の表中「4,230円」を「4,350円」に、「850円」を「870円」に改める。

別表の3の表中「168円」を「173円」に、「180円」を「185円」に、「156円」を「161円」に、「92円37銭」を「95円1銭」に、「6円94銭」を「7円14銭」に、「12円71銭」を「13円7銭」に、「9円24銭」を「9円50銭」に、「116円」を「119円」に、「2,310円」を「2,376円」に、「446円」を「459円」に、「80円85銭」を「83円16銭」に、「5,427円」を「5,583円」に改める。

(富山県公共海岸占用料等に関する条例の一部改正)

第27条 富山県公共海岸占用料等に関する条例(平成11年富山県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表の2の表中「168円」を「173円」に、「180円」を「185円」に、「156円」を「161円」に改める。

(富山県富山空港条例の一部改正)

第28条 富山県富山空港条例(昭和38年富山県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県運河管理条例の一部改正)

第29条 富山県運河管理条例(昭和37年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「41円」を「42円」に改める。

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第30条 富山県立都市公園条例(昭和52年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1(2)の表中「660円」を「680円」に改める。

別表第3の2の表中「37円80銭」を「38円88銭」に改める。

別表第3の3の表中「19円」を「20円」に改める。

別表第4中「45,000円」を「46,000円」に、「480円」を「490円」に、「240円」を「250円」に、「890円」を「920円」に、「450円」を「460円」に、「510円」を「520円」に、「260円」を「270円」に改める。

別表第5の1の表中「133,230円」を「137,040円」に、「29,680円」を「30,530円」に、「14,840円」を「15,260円」に、「260円」を「270円」に、「1.05」を「1.08」に、「159,870円」を「164,440円」に、「4,770円」を「4,910円」に、「15,350円」を「15,790円」に、「7,680円」を「7,900円」に、「4,760円」を「4,900円」に、「2,380円」を「2,450円」に、「7,140円」を「7,340円」に、「3,570円」を「3,670円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,330円」を「1,370円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「670円」を「690円」に、「500円」を「510円」に、「330円」を「340円」に、「115,770円」を「119,080円」に、「17,920円」を「18,430円」に、「8,960円」を「9,220円」に、「3,840円」を「3,950円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「41,060円」を「42,230円」に、「10,240円」を「10,530円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「20,580円」を「21,170円」に、「6,400円」を「6,580円」に、「640円」を「660円」に、「128,640円」を「132,320円」に、「1,290円」を「1,330円」に、「480円」を「490円」に、「240円」を「250円」に、「77,180円」を「79,390円」に、「38,590円」を「39,690円」に、「320円」を「330円」に、「5,120円」を「5,270円」に、「960円」を「990円」に、「25,440円」を「26,170円」に、「96,460円」を「99,220円」に改める。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第31条 富山県置県百年記念県民公園条例(昭和58年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1(2)の表中「5,100円」を「5,250円」に、「1,220円」を「1,250円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第4の2の表中「37円80銭」を「38円88銭」に改める。

別表第4の3の表中「19円」を「20円」に改める。

別表第5の1の表中「3,840円」を「3,950円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「27,000円」を「27,770円」に、「6,910円」を「7,110円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「14,150円」を「14,550円」に、「4,350円」を「4,470円」に、「640円」を「660円」に、「480円」を「490円」に、「320円」を「330円」に、「1,230円」を「1,270円」に、「870円」を「890円」に、「370円」を「380円」に、「990円」を「1,020円」に、「690円」を「710円」に、「300円」を「310円」に、「380円」を「390円」に、「310円」を「320円」に、「14,920円」を「15,350円」に、「960円」を「990円」に、「7,420円」を「7,630円」に、「4,950円」を「5,090円」に、「24,470円」を「25,170円」に、「800円」を「820円」に、「530円」を「550円」に、「360円」を「370円」に、「6,360円」を「6,540円」に、「4,240円」を「4,360円」に、「2,830円」を「2,910円」に、「2,330円」を「2,400円」に、「64,310円」を「66,150円」に、「29,840円」を「30,690円」に、「7,950円」を「8,180円」に、「3,980円」を「4,090円」に、「119,370円」を「122,780円」に、「12,720円」を「13,080円」に改める。

別表第6中「37円80銭」を「38円88銭」に、「19円」を「20円」に改める。

(富山県立近代美術館条例の一部改正)

第32条 富山県立近代美術館条例(昭和55年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「4,000円」を「4,100円」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

第33条 富山県水墨美術館条例(平成10年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表の3中「4,000円」を「4,100円」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

第34条 富山県立山博物館条例(平成3年富山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「1,660円」を「1,710円」に、「750円」を「770円」に、「910円」を「940円」に、「310円」を「320円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,090円」を「1,120円」に、「370円」を「380円」に改める。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

第35条 富山県青少年自然の家条例(昭和49年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,260円」を「2,320円」に、「670円」を「690円」に、「340円」を「350円」に、「260円」を「270円」に改める。

(富山県立山荘条例の一部改正)

第36条 富山県立山荘条例(昭和39年富山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「10,290円」を「10,580円」に、「6,550円」を「6,740円」に、「7,140円」を「7,340円」に、「4,030円」を「4,150円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「840円」を「860円」に、「670円」を「690円」に改める。

別表の2の表中「21,300円」を「21,910円」に、「9,000円」を「9,260円」に、「4,500円」を「4,630円」に改める。

(富山県総合体育センター条例の一部改正)

第37条 富山県総合体育センター条例(昭和59年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「6,590」を「6,780」に、「2,200」を「2,260」に、「43,900」を「45,150」に、「4,390」を「4,520」に、「1,460」を「1,500」に、「29,300」を「30,140」に、「550」を「570」に、「30,710」を「31,590」に、「10,240」を「10,530」に、「9,870」を「10,150」に、「3,290」を「3,380」に、「5,580」を「5,740」に、「6,550」を「6,740」に改める。

別表第2の2の表中「260」を「270」に、「510」を「520」に、「410」を「420」に、「210」を「220」に、「640」を「660」に、「320」を

「330」に、「1,020」を「1,050」に、「820」を「840」に、「380」を「390」に、「190」を「200」に、「310」を「320」に、「160」を「170」に、「470」を「480」に、「240」を「250」に、「1,280」を「1,320」に、「770」を「790」に改める。

(富山県営体育施設条例の一部改正)

第38条 富山県営体育施設条例(昭和39年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「10,320」を「10,620」に、「3,440」を「3,540」に、「15,500」を「15,940」に、「5,170」を「5,320」に、「1,150」を「1,180」に、「5,390」を「5,540」に、「3,290」を「3,380」に、「1,100」を「1,130」に、「6,580」を「6,770」に、「2,190」を「2,250」に、「19,200」を「19,750」に、「12,800」を「13,170」に、「3,060」を「3,150」に、「1,990」を「2,050」に、「6,590」を「6,780」に、「2,200」を「2,260」に、「48,800」を「50,200」に、「7,320」を「7,530」に、「2,930」を「3,010」に、「980」を「1,010」に、「24,100」を「24,790」に、「3,610」を「3,710」に、「490」を「500」に、「5,750」を「5,920」に改める。

別表第3の2の表中「320」を「330」に、「160」を「170」に、「260」を「270」に、「380」を「390」に、「190」を「200」に、「310」を「320」に、「200」を「210」に、「640」を「660」に、「510」を「520」に、「1,070」を「1,100」に、「540」を「560」に、「1,280」を「1,320」に、「850」を「870」に、「430」を「440」に、「3,200」を「3,290」に、「2,340」を「2,410」に、「1,170」を「1,200」に、「1,710」を「1,760」に、「860」を「890」に、「1,490」を「1,530」に、「750」を「770」に、「590」を「610」に、「440」を「450」に、「220」を「230」に、「600」を「620」に、「300」を「310」に、「1,060」を「1,090」に、「530」を「550」に、「820」を「840」に、「410」を「420」に、「660」を「680」に、「330」を「340」に、「470」を「480」に、「240」を「250」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第29条の規定は、同年5月1日から施行する。

(富山県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に富山県収入証紙条例施行規則(昭和39年富山県規則第13号)第5条の規定により収入証紙売りさばき人が交付を受けた富山県収入証紙に係る富山県収入証紙条例第6条第1項ただし書に該当する場合の現金の還付については、第2条の規定による改正後の富山県収入証紙条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(高志の国文学館条例等の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第8条、第12条、第15条、第19条、第20条、第33条又は第34条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第8条、第12条、第15条、第19条、第20条、第33条又は第34条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に富山県営駐車場に駐車している自動車の当該駐車に係る富山県営駐車場管理条例第7条の規定による普通料金の額については、第18条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第18条の規定による改正前の富山県営駐車場管理条例第8条ただし書の規定により発行した回数券及び定期駐車券でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に第25条から第27条まで又は第32条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る産出物採取料、土石採取料又は特別観覧料の額については、第25条から第27条まで又は第32条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県富山空港条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第28条の規定の施行の日前に富山空港の施設の使用を開始した者で同日以後も引き続き富山空港の施設を使用するものの当該使用の期間に係る富山県富山空港

条例第16条第1項の規定による停留料の額については、第28条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に第30条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に第30条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に第31条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 41 号

富山県民文化条例一部改正の件

富山県民文化条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県民文化条例の一部を改正する条例

富山県民文化条例（平成8年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第24条各号列記以外の部分中「又は富山県教育委員会」を削る。

第25条第2項中「、富山県教育委員会の意見を聴いて」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

富山県民会館条例一部改正の件

富山県民会館条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県民会館条例の一部を改正する条例

富山県民会館条例（昭和39年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号オを削る。

別表第1の1の表中

ロビー	日額52,200円
喫茶室	月額 910,000 円
食堂	月額 1,380,000 円

を

ロビー	日額52,200円
-----	-----------

に改める。

別表第1の2の表中「3,100円」を「3,200円」に、「4,100円」を「4,250円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 43 号

富山県ふぐの取扱いに関する条例一部改正の件

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条・第13条」を「第12条—第13条」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（富山県ふぐ処理師試験委員）

第12条の2 ふぐ処理師試験の実施に関する事務を行わせるため、富山県ふぐ処理師試験委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員の数は、6人以内とする。

3 委員は、学識経験を有する者、ふぐ処理師及び県職員のうちから知事が任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準
を定める条例等一部改正の件

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成24年富山県条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第1章中第10条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第10条の2 救護施設等の設置者(法人にあっては、その役員)及び施設長(施
設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員による不当な行
為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力
団員(以下この項において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくな
った日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条
例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
として公安委員会規則で定める者(次項において「暴力団員等」と総称する。)
であってはならない。

2 救護施設等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。
第39条に次の1項を加える。

2 第10条の2の規定は、医療保護施設について準用する。この場合において、
同条第1項中「(法人にあっては、その役員)」とあるのは、「の役員」と読
み替えるものとする。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第20条 センターの設置者(法人にあっては、その役員)及び施設長(施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次項において「暴力団員等」と総称する。)であってはならない。

2 センターは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第18条 福祉ホームの設置者(法人にあっては、その役員)及び管理人(管理人の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次項において「暴力団員等」と総称する。)であってはならない。

2 福祉ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。
(富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次及び第23条第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第35条 軽費老人ホームの設置者(法人にあっては、その役員)及び施設長(施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次項において「暴力団員等」と総称する。)であってはならない。

2 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

附則第2条及び第10条中「第34条」を「第35条」に改める。

(富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第31条 養護老人ホームの設置者の役員及び施設長(施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定

する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 養護老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次及び第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第32条の2 特別養護老人ホームの設置者の役員及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第43条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第53条中「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）」を加える。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第42条の2において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請についての法第70条第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号」を「富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年富山県条例第号）第16条第9号」に改める。

第2章第4節中第42条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第42条の2 指定訪問介護事業者の役員及び指定訪問介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定訪問介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第47条中「する第29条」との次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第59条中「及び第32条から第41条まで」を「、第32条から第41条まで及び第42条の2」に改める。

第63条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を、「その他の設備及び備品等」との次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第79条及び第89条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を、「病歴」との次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第98条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を、「利用者」との次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第113条及び第131条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第135条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「、第103条第2項」を「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第103条第2項」に改める。

第146条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を、「病歴」との次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第168条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第188条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「並びに」を「及び」に、「、第108条第3項」を「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第108条第3項」に改める。

第204条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「、第108条第3項」を「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第108条第3項」に改める。

第237条、第248条及び第263条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第 265 条中「第41条まで」の次に「、第42条の 2」を加え、「、第 108 条第 2 項」を「、第42条の 2 第 1 項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第 108 条第 2 項」に改める。

第 276 条中「第41条まで」の次に「、第42条の 2」を加える。

（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 8 条 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第39条の 2」に改める。

第 1 条中「第 115 条の 2 第 2 項第 1 号」の次に「（法第 115 条の11において準用する法第70条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。第 4 条において同じ。）」を加える。

第 4 条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第39条の 2 において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請についての法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第2章第4節中第39条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第39条の2 指定介護予防訪問介護事業者の役員及び指定介護予防訪問介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第47条中「第43条第2項」との次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第57条中「及び第29条から第38条まで」を「、第29条から第38条まで及び第39条の2」に改める。

第63条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「その他の設備及び備品等」との次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第75条及び第85条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「病歴」との次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第94条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「利用者」との次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第108条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加える。

第116条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加え、「第101条第2項」を「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第101条第2項」に改める。

第124条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「病歴」との次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第143条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加える。

第 172 条及び第 182 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加え、「、第 103 条第 3 項」を「、第39条の 2 第 1 項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第 103 条第 3 項」に改める。

第 192 条第 2 項中「第 205 条第 1 項」を「第 205 条」に改める。

第 218 条及び第 235 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加える。

第 248 条第 2 項第 2 号中「第 252 条」を「第 252 条第 1 項」に改める。

第 249 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加える。

第 254 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加え、「、第 103 条第 2 項」を「、第39条の 2 第 1 項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第 103 条第 2 項」に改める。

第 263 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加え、「第 243 条第 4 項」を「第 243 条第 4 号」に改める。

（富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 9 条 富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第43条の 2」に改める。

第 1 条中「第86条第 1 項」の次に「（法第86条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 4 章中第43条の次に次の 1 条を加える。

（暴力団員等の排除）

第43条の 2 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び指定介護老人福祉施設の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けては

ならない。

第55条中「第43条まで」を「第43条の2まで」に改める。

(富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第4章中第42条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第42条の2 介護老人保健施設の開設者(法人にあっては、その役員)及び管理者(管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次項において「暴力団員等」と総称する。)であってはならない。

2 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第45条第3項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第54条中「第42条まで」を「第42条の2まで」に改める。

(富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第41条の2」に改める。

第4章中第41条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第41条の2 指定介護療養型医療施設の開設者(法人にあっては、その役員)及

び管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第55条中「第41条まで」を「第41条の2まで」に改める。

（富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第12条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の2」に改める。

第1章中第21条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第21条の2 児童福祉施設の設置者（法人にあっては、その役員）及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 児童福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正）

第13条 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2号を加える。

(9) 認定こども園の設置者（法人にあっては、その役員）及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号において「暴力団員等」と総称する。）がないこと。

(10) 認定こども園が、その運営について、暴力団員等の支配を受けないこと。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第7条中富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第1条の改正規定、第8条中富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第1条、第192条第2項及び第248条第2項第2号の改正規定並びに同条例第263条の改正規定（「第243条第4項」を「第243条第4号」に改める部分に限る。）、第9条中富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第1条の改正規定並びに第10条中富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第45条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す
る基準等を定める条例一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例（平成24年富山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12章 共同生活介護」を「第12章 共同生活援助」に、

「 第4節 運営に関する基準（第181条—第194条）

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第199条—第201条）

第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205
条）

を

「 第4節 運営に関する基準（第181条—第193条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人
員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第193条の2・第193条の3）

第2款 人員に関する基準（第193条の4・第193条の5）

第3款 設備に関する基準（第193条の6）

第4款 運営に関する基準（第193条の7—第193条の12）

第13章 多機能型に関する特例（第194条・第195条）
に、「第16章」を「第14章」に、「第206条—第210条」を「第196条—第200条」に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）」を加える。

第2条第2項第2号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第3条第1項中「第13章」を「第12章」に改める。

第5条第2項中「であって常時介護を要する障害者」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）」の次に「、第193条の2及び第193条の10第2項」を加える。

第53条第1項中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第14章」に改め、同号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第96条各号列記以外の部分中「第206条」を「第196条」に改める。

第97条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所

支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第100条第1項第2号中「指定共同生活介護事業者又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は第193条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 指定短期入所と同時に第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第177条に規定する指定共同生活援助又は第193条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第135条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第178条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第193条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

第100条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「指定共同生活介護事業所、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所、第193条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同号ア中「指定共同生活介護、第195条に規定する指定共同生活援

助」を「指定共同生活援助、第 193 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

第 101 条中「第 7 条」を「第 52 条」に改める。

第 109 条第 2 号中「指定共同生活介護事業所又は第 196 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は第 193 条の 4 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に、「共同生活住居（法第 34 条第 1 項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という）」に改める。

第 111 条第 1 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第 2 号及び第 4 号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第 114 条第 1 項中「及び第 196 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第 119 条第 3 項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第 132 条各号列記以外の部分中「第 206 条」を「第 196 条」に改める。

第 139 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第 139 条の 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）

の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第 141 条前段中「、第 23 条」を削り、「、第 130 条及び第 184 条」を「及び第 130 条」に改め、同条後段中「、第 23 条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 171 条において読み替えて準用する基準省令第 22 条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第 184 条第 2 項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 171 条において読み替えて準用する基準省令第 144 条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と」を削る。

第 142 条各号列記以外の部分中「第 206 条」を「第 196 条」に改める。

第 154 条前段中「、第 23 条」を削り、「第 184 条」を「第 139 条の 2」に改め、同条後段中「、第 23 条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184 条において読み替えて準用する基準省令第 22 条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第 184 条第 2 項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184 条において読み替えて準用する基準省令第 144 条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」を「第 139 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184 条において読み替えて準用する基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を

除く。)の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」に改める。

第173条第1項中「第206条」を「第196条」に改める。

「第12章 共同生活介護」を「第12章 共同生活援助」に改める。

第177条中「共同生活介護」を「共同生活援助」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「入浴、排せつ及び食事等の介護、相談」を「相談、入浴、排せつ又は食事の介護」に、「支援」を「援助」に改める。

第178条第1項各号列記以外の部分中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、同項第1号中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項第2号中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同号ア中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）」に、「第2条第3号」を「第1条第4号」に改め、同号イ中「第2条第4号」を「第1条第5号」に改め、同号ウ中「第2条第5号」を「第1条第6号」に改め、同号エ中「第2条第6号」を「第1条第7号」に改め、同項第3号中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第3項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改める。

第179条第1項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条第2項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改める。

第180条第1項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型

住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

第180条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

第180条に次の1項を加える。

- 9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員を1人以上とすること。
- (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第181条第1項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改める。

第182条第1項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「当該指定共同生活介護事業者」を「当該指定共同生活援助事業者」に改め、同条第2項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、「事項を」の次に「遅滞なく」を加える。

第183条第1項及び第2項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「当該指定共同生活介護」を「当該指定共同生活援助」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」を「当該指定共同生活援助事業者」に改め、同項第5号中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第4項及び第5項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改める。

第 184 条を削る。

第 185 条の見出し中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 1 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「第 194 条において」を「第 193 条において読み替えて」に、「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 2 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同条第 3 項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 4 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条を第 184 条とする。

第 186 条各号列記以外の部分中「第 194 条」を「第 193 条」に改め、同条第 1 号中「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条を第 185 条とする。

第 187 条第 3 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条を第 186 条とする。

第 188 条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第 187 条とする。

第 189 条各号列記以外の部分中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 4 号中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条を第 188 条とする。

第 190 条第 1 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 2 項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 3 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「当該指定共同生活介護事業者」を「当該指定共同生活援助事業者」に改め、同条第 4 項中「指定

共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第5項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第189条とする。

第191条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第190条とする。

第192条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第191条とする。

第193条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条を第192条とする。

第194条中「及び第94条」を「、第94条及び第139条の2」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第189条」を「第188条」に、「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に、「第194条」を「第193条」に、「第193条第1項」を「第192条第1項」に改め、「協力歯科医療機関」との次に「、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」を加え、同条を第193条とする。

第12章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに
人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第193条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第193条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常

生活上の援助（第193条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第193条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第193条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外

部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 193 条の 5 第 179 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

(準用)

第 193 条の 6 第 180 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 193 条の 7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 193 条の 9 に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第 193 条の 8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業

者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第 193 条の 9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第 193 条の 10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第 1 項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保)

第193条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第193条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第139条の2、第181条から第187条まで及び第190条から第192条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第193条の12において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条の12において準用する第90条」と、同項第4

号中「第75条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第193条の12」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条の12において準用する第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第186条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第13章を削る。

第14章中第202条を第194条とし、第203条を第195条とし、同章を第13章とする。

第15章を削る。

第206条中「第210条」を「第200条」に改め、第16章中同条を第196条とし、第207条から第209条までを10条ずつ繰り上げる。

第210条第1項中「第210条第1項」を「第200条第1項」に、「第210条第2項」を「第200条第2項」に、「第210条第3項及び第5項」を「第200条第3項及び第5項」に、「第210条第4項」を「第200条第4項」に、「第210条第2項から第5項まで」を「第200条第2項から第5項まで」に改め、同条第5項中「第210条第1項」を「第200条第1項」に改め、同条を第200条とする。

第16章を第14章とする。

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第5条中「指定共同生活援助事業者（）」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、）」に、「第198条」を「第193条の6」に、「指定共同生活介護の事

業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第6条の見出しを「(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する特例)」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第7条の見出しを「(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)」に改め、同条第1項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第187条第3項及び第194条において準用する第60条」を「第193条において準用する第60条及び第186条第3項」に改め、同条第2項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第186条各号」を「第193条において準用する第68条」に、「第194条において準用する第68条」を「第185条各号」に改める。

附則第8条及び第9条を削る。

附則第10条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第180条第6項及び第7項」を「第180条第7項及び第8項」に、「第198条」を「第193条の6」に改め、同条を附則第8条とする。

附則第11条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「第187条第3項」を「第186条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条第3項中「附則第11条第1項又は第2項」を「附則第9条第1項又は第2項」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第12条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第198条」を「第193条の6」に、「第180条第6項」を「第180条第7項」に、「同条第7項第2号」を「同条第8項第2号」に改め、同条を附則第10条とし、附則第13条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

第2条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についての法第36条第3項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第43条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第43条の2 指定居宅介護事業者の役員及び指定居宅介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第49条中「する第36条」と」の次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第78条中「及び第39条から第41条まで」を「、第39条から第41条まで及び第43条の2」に改め、「第56条第1項」と」の次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第95条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第98条中「第84条第2項」を「第43条の2及び第84条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第110条中「第43条」を「第43条の2」に改め、「第105条第2項」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第112条中「第105条第2項」を「第43条の2及び第105条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第123条中「第43条」を「第43条の2」に改める。

第131条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第133条中「第128条第2項」を「第43条の2及び第128条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第141条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第143条中「第128条第2項」を「第43条の2及び第128条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第154条、第167条及び第172条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第176条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を、「第128条第2項」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第193条及び第193条の12中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第200条第1項中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を、「を」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員

) 」と」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第1条、第53条第1項、第97条第1号、第2号及び第4号並びに第111条第1号、第2号及び第4号の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成26年7月1日

議案第 46 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例等一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を次
のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例等の一部を改正する条例

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改
正)

第 1 条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平
成24年富山県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第62条」に改める。

第 1 条中「第38条第 3 項」の次に「(法第39条第 2 項及び第41条第 4 項におい
て準用する場合を含む。第 4 条において同じ。)」を加え、「第36条第 3 項第 1
号並びに第44条第 1 項及び第 2 項」を「法第36条第 3 項第 1 号並びに法第44条第
1 項及び第 2 項」に改める。

第 4 条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」
を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成
3 年法律第77号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において
「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過し
ない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第 4 号)第 6 条に規

定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号及び第62条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第5条第1項第1号ア(イ) a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第62条 指定障害者支援施設の設置者の役員及び指定障害者支援施設の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第11条第1項第2号ア(イ) a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第46条 障害者支援施設の設置者（法人にあっては、その役員）及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第52条の2」に改める。

第1条中「第24条の9第2項」の次に「(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。)」を加え、「第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項」を「法第21条の5の15第2項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項」に改める。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次号及び第52条の2において「暴力団員等」と総称する。)がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第47条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第2章第3節中第52条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第52条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者の役員及び指定福祉型障害児入所施設の管理者(管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員等であってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第58条中「及び第52条」を「、第52条及び第52条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第1条の改正規定及び第3条中富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第1条の改正規定
公布の日
- (2) 第1条中富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第1項第1号ア(イ) a (a)の改正規定、第2条中富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第11条第1項第2号ア(イ) a (a)の改正規定及び第3条中富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条第1項の改正規定 平成26年4月1日

議案第 47 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように
改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条
令第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第32条の2 療養介護事業者（法人にあっては、その役員）及び療養介護事業所の
管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による
不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す
る暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でな
くなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県
条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）
であってはならない。

2 療養介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障
害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第50条及び第55条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第60条、第69条、第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第89条第3項各号列記以外の部分中「第52条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第4条第2項中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第39条第1項第3号ア、第59条第8項、第89条第3項各号列記以外の部分並びに附則第2条第1項第1号及び第4条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第 48 号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第55条の2」に、「第61条」を「第61条の2」に改める。

第1条中「いう。）」の次に「第21条の5の4第1項第2号、」を、「第21条の5の15第2項第1号」の次に「（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）」を加える。

第2条第2項第12号中「第168条」を「指定障害福祉サービス基準条例第168条」に改める。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第55条の2において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援

(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についての法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第2章第4節中第55条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第55条の2 指定児童発達支援事業者の役員及び指定児童発達支援事業所の管理者(管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員等であってはならない。

2 指定児童発達支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第59条中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第55条の2第1項中「の役員」とあるのは、「(法人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

第60条各号列記以外の部分中「第24条第1項」を「第24条第2項」に改め、「第6項」の次に「並びに第55条の2」を加える。

第61条各号列記以外の部分中「第24条第1項」を「第24条第2項」に、「第6項まで」を「第6項並びに第55条の2」に改める。

第2章第5節中第61条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第61条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス

(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに第55条の2の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第71条中「及び第55条」を「、第55条及び第55条の2」に改め、「第69条」との次に「、第55条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と」を加える。

第78条中「第55条」を「第55条の2」に改め、「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第80条第1項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第81条中「第55条」を「第55条の2」に、「、第61条」を「から第61条の2まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第55条の2第1項中「の役員」とあるのは、「(法人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

第89条中「第55条」を「第55条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定（「第61条」を「第61条の2」に改める部分に限る。）、第1条及び第2条第2項第12号の改正規定、第59条の改正規定（「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める部分に限る。）、第60条各号列記以外の部分の改正規定（「第24条第1項」を「第24条第2項」に改める部分に限る。）、第61

条各号列記以外の部分の改正規定（「第24条第1項」を「第24条第2項」に改める部分に限る。）、第2章第5節中第61条の次に1条を加える改正規定、第78条の改正規定（「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る部分に限る。）、第80条第1項の改正規定並びに第81条の改正規定（「、第61条」を「から第61条の2まで」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第50条第1項の改正規定 平成26年4月1日

議案第 49 号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の
の症状等の報告に関する条例一部改正の件

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の
報告に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者
の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の
報告に関する条例（平成18年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の4第2項」を「第21条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 50 号

富山県薬事研究所条例一部改正の件

富山県薬事研究所条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「3,100円」を「3,200円」に、「800円」を「1,300円」に、「開放試験室の」を「製剤機械及び試験機器の」に、「、原材料費及び光熱水費」を「及び原材料費」に改める。

別表の2の表中「6,100円」を「6,800円」に、「18,700円」を「19,300円」に、「2,300円」を「2,600円」に、「4,900円」を「5,100円」に、「7,800円」を

「8,000円」に、

微生物試験

1検体又は1検体につき1検査

を

微生物試験

1検体

に、「17,400円」を「19,200円」

に、「70,900円」を「73,000円」に、「62,500円」を「64,300円」に、「64,200円」を「66,000円」に、「800円」を「900円」に、「10,600円」を「10,900円」に、「8,300円」を「8,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 51 号

富山県工業技術センター条例一部改正の件

富山県工業技術センター条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県工業技術センター条例の一部を改正する条例

富山県工業技術センター条例（昭和61年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

500円以上8,600円以下
400円以上6,500円以下
200円以上3,600円以下
100円以上1,300円以下
500円以上4,000円以下
100円以上2,900円以下
300円以上15,900円以下
3,000円以上9,000円以下
2,700円以下

を

500円以上8,900円以下
400円以上6,700円以下
200円以上3,700円以下
100円以上1,100円以下
500円以上4,100円以下
100円以上3,000円以下
300円以上16,300円以下
3,100円以上9,200円以下
2,800円以下

に改める。

別表の2の表中

400円以上33,200円以下
400円以上34,000円以下
100円以上3,900円以下
500円以上4,800円以下
1,000円以上25,000円以下
400円以上24,200円以下
400円以上2,200円以下
400円以上77,600円以下
700円以上15,000円以下
700円以上22,300円以下
300円以上7,200円以下
400円以上2,000円以下
900円以上4,200円以下
1,600円以下
4,000円以下

を

400円以上34,200円以下
400円以上6,100円以下
100円以上4,000円以下
500円以上5,000円以下
1,100円以上25,700円以下
400円以上25,100円以下
500円以上2,200円以下

に改める。

400 円以上79,800円以下
700 円以上15,400円以下
700 円以上22,900円以下
300 円以上 7,400 円以下
400 円以上 2,100 円以下
1,000 円以上 4,500 円以下
1,700 円以下
4,100 円以下

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 52 号

富山県総合デザインセンター条例一部改正の件

富山県総合デザインセンター条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例

富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表1中「1,100円」を「900円」に、「2,300円」を「2,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 53 号

富山県水道用水供給条例一部改正の件

富山県水道用水供給条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県水道用水供給条例の一部を改正する条例

富山県水道用水供給条例（昭和54年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「1.05」を「1.08」に改め、同条第1号中「70円」を「65円」に改め、同条第2号中「140円」を「130円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 54 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「20床」を「16床」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 感染症病床 2床

別表非紹介患者初診加算料の項中「2,100円」を「2,160円」に改め、同表特別病室利用料の項中「1,050円」を「1,400円」に、「21,000円」を「21,600円」に改め、同表医師所見料の項中「10,500円」を「10,800円」に改め、同表診断書交付手数料の項中「1,480円」を「1,520円」に、「2,920円」を「3,010円」に、「6,040円」を「6,210円」に、「1,730円」を「1,780円」に改め、同表証明書

交付手数料の項中	1,480円	を	1,520円	に、
	2,190円		2,260円	
	1,480円		1,520円	

「	その他の証明書	1,480円以上2,610円以下の範囲内において知事が定める額	」

を

「	その他の証明書	1,520円	」
---	---------	--------	---

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 55 号

富山県森づくり条例一部改正の件

富山県森づくり条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県森づくり条例の一部を改正する条例

富山県森づくり条例（平成18年富山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 富山県水と緑の森づくり基金（第22条—第27条）」を
「第4章 富山県水と緑の森づくり会議（第22条—第24条）」に、「第5章」を
第5章 富山県水と緑の森づくり基金（第25条—第30条）」

「第6章」に、「第28条—第31条」を「第31条—第34条」に改める。

第31条を第34条とし、第28条から第30条までを3条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章中第27条を第30条とし、第22条から第26条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 富山県水と緑の森づくり会議

（設置及び所掌事務）

第22条 森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための事項について調査審議するため、富山県水と緑の森づくり会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事項について調査審議し、及び知事に対して意見を述べるものとする。

(1) 森づくりに関する県民意識の高揚及び啓発活動に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、森づくりの推進に関し必要な事項

（組織等）

第23条 会議は、議長及び委員20人以内で組織する。

2 議長は、知事をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(細則)

第24条 前条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

富山県道路占用料条例一部改正の件

富山県道路占用料条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県道路占用料条例の一部を改正する条例

富山県道路占用料条例（昭和37年富山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「1.05」を「1.08」に改める。

第5条第1号中「国又は」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

富山県港湾管理条例一部改正の件

富山県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の 項 中

		つき 1 日ごとに	
伏木富山 港伏木地 区左岸 1 号上屋	1 平方メートルに	使用日数10日まで	10円50銭
		つき 1 日ごとに	
		使用日数11日以上 20日まで1平方メ ートルにつき 1 日 ごとに	17円85銭
		使用日数21日以上 1 平方メートルに つき 1 日ごとに	24円15銭

を

		つき 1 日ごとに	
--	--	-----------	--

に、

リート造	伏木富山 港伏木地 区左岸 1 号上屋	1 平方メートルに	528円
		つき 1 月ごとに	
	伏木富山	1 平方メートルに	742円

を

「 リート造伏木富山 1平方メートルに 742円 」に改め、同表の

5の項中

伏木富山港	富山地区	米陸上貯木場	年額	1平方メートルにつき	664円
		水面貯木場	年額	1平方メートルにつき	148円
	田	整理場	年額	1平方メートルにつき	59円29銭
	新米田	陸上貯木場	年額	1平方メートルにつき	954円

を

伏木富山港	富山地区	米水面貯木場	年額	1平方メートルにつき	148円
		田	整理場	年額	1平方メートルにつき
	新米田	陸上貯木場	年額	1平方メートルにつき	954円

に、

能町	整理場	年額	1平方メートルにつき	59円29銭
	吉久	整理場	年額	1平方メートルにつき

を

吉久	整理場	年額	1平方メートルにつき	59円29銭
----	-----	----	------------	--------

に改める。

第2条 富山県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「19円」を「20円」に改める。

別表第2中「5円83銭」を「5円99銭」に、「7円77銭」を「7円99銭」に、「3円89銭」を「4円」に、「158円」を「162円」に、「76銭」を「78銭」に、「38銭」を「39銭」に、「315円」を「324円」に、「72,450円」を「74,520円」に、「95,550円」を「98,280円」に、「119,700円」を「123,120円」に、「142,800円」を「146,880円」に、「164,850円」を「169,560円」に、「185,850円」を「191,160円」に、「203,700円」を「209,520円」に、

「221,550円」を「227,880円」に、「236,250円」を「243,000円」に、
 「80,850円」を「83,160円」に、「107,100円」を「110,160円」に、
 「134,400円」を「138,240円」に、「160,650円」を「165,240円」に、
 「208,950円」を「214,920円」に、「228,900円」を「235,440円」に、
 「248,850円」を「255,960円」に、「264,600円」を「272,160円」に改める。

別表第3の1の項中「22,490円」を「23,130円」に、「18,375円」を「18,900円」に、「54,340円」を「55,890円」に、「35,090円」を「36,090円」に、「12,600円」を「12,960円」に改め、同表の2の項中「12円70銭」を「13円7銭」に、「21円59銭」を「22円22銭」に、「29円21銭」を「30円5銭」に、「14円76銭」を「15円18銭」に、「25円10銭」を「25円82銭」に、「33円95銭」を「34円93銭」に、「5円25銭」を「5円40銭」に、「8円40銭」を「8円64銭」に、「11円55銭」を「11円88銭」に、「2円10銭」を「2円16銭」に、「4円20銭」を「4円32銭」に、「508円」を「523円」に、「742円」を「764円」に、「252円」を「259円」に、「147円」を「151円」に改め、同表の3の項中「13円27銭」を「13円65銭」に改め、同表の4の項中「23円87銭」を「24円56銭」に、「47円74銭」を「49円11銭」に、「7円96銭」を「8円20銭」に、「15円92銭」を「16円38銭」に改め、同表の5の項中「148円」を「152円」に、「59円29銭」を「60円99銭」に、「954円」を「982円」に、「1,085円」を「1,117円」に、「83円25銭」を「85円63銭」に、「169円」を「174円」に、「1,098円」を「1,130円」に改め、同表の6の項中「735円」を「756円」に改め、同表の7の項中「29,500円」を「30,340円」に、「11,300円」を「11,620円」に改める。

別表第4中「10,400円」を「10,700円」に、「11,440円」を「11,770円」に、「12,480円」を「12,840円」に、「13,520円」を「13,910円」に、「14,560円」を「14,980円」に改める。

別表第5の港湾施設占用料（伏木富山港富山地区富岩運河環水緑地に係るものに限る。）の項中

仮設工作物	日 額	1平方メートルにつき	36円	を
-------	-----	------------	-----	---

仮設工作物	日 額	1平方メートルにつき	36円（占用の期
-------	-----	------------	----------

間が1月に満た
ない場合にあつ
ては、38円88銭)

に改め、

同表備考第3項第3号中「に10円」の次に「(伏木富山港富山地区富岩運河環水緑地に係る占用料の金額にあつては、1円)」を加え、「又はその金額が10円未満であるとき」及び「又はその全額」を削る。

別表第6の2の表中「168円」を「173円」に、「180円」を「186円」に、「156円」を「161円」に改める。

別表第7中「12銭」を「20銭」に、「1円31銭」を「1円35銭」に改める。

別表第10中「1,760円」を「1,810円」に、「760円」を「780円」に、「1,010円」を「1,040円」に、「280円」を「290円」に、「2,340円」を「2,410円」に、「14,500円」を「14,910円」に、「15,950円」を「16,410円」に、「17,400円」を「17,900円」に、「18,850円」を「19,390円」に、「20,300円」を「20,880円」に、「12,090円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,680円」に、「15,710円」を「16,160円」に、「16,920円」を「17,400円」に、「126,000円」を「129,600円」に、「3,300円」を「3,390円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,740円」を「1,790円」に、「1,920円」を「1,980円」に、「2,090円」を「2,150円」に、「2,270円」を「2,330円」に、「2,440円」を「2,510円」に、「500円」を「520円」に、「5円83銭」を「5円99銭」に、「7円77銭」を「7円99銭」に、「3円89銭」を「4円」に、「158円」を「162円」に、「55,800円」を「57,390円」に、「13円27銭」を「13円65銭」に、「45円67銭」を「46円98銭」に、「91円34銭」を「93円96銭」に、「980円」を「1,010円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際現に知事の許可を受けて岸壁、栈橋(富山県岩瀬プレジャーボート係留場の栈橋を除く。)、泊地又は物揚場を使用している者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県港湾管理条例

例別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 58 号

富山県営住宅条例一部改正の件

富山県営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号ア(ウ)中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

議案第 59 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,823人」を「5,793人」に、「27人」を「29人」に、「58人」を「56人」に、「292人」を「289人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 60 号

富山県立高等学校の授業料等に関する条例一部改正の件

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和22年富山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の専攻科」を削り、「授業料」の次に「又は受講料」を加える。

第3条の表以外の部分中「授業料」の次に「、受講料」を加え、同条の表中

授業料	月額 9,900円
-----	-----------

を

授業料	全日制の課程		月額 9,900円	
	定時制の課程	単位制による課程以外のもの		月額 2,700円
		単位制による課程	履修期間6月の科目	1単位につき 月額 270円
			履修期間1年の科目	1単位につき 月額 135円
専攻科		月額 9,900円		
受講料	通信制の課程		1単位につき 300円	

に改める。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる月分の授業料及び舎費は、当該各号に定める期限までに、3箇月分ずつ、併せて徴収する。ただし、休学、転学、退学又は卒業をする者に係る授業料及び舎費は、当該休学、転学、退学又は卒業の日までにこれを徴収する。

(1) 4月、5月及び6月 7月10日

(2) 7月、8月及び9月 10月10日

(3) 10月、11月及び12月 12月10日

(4) 1月、2月及び3月 2月10日

第4条第2項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第3項中「科目履修料は、」を「受講料は受講の始めに、科目履修料は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、定時制の課程に在籍し、通信制の課程を併修する者からは、受講料を徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

議案第 61 号

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例廃止の件

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年富山県条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 62 号

工事請負契約締結に関する件

富山県民会館会議室棟耐震改修等工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 契約の目的 富山県民会館会議室棟耐震改修等工事
- 2 工事の場所 富山市新総曲輪地内
- 3 契約金額 1,315,440,000円
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約の相手方 佐藤工業・石坂建設・塩谷建設富山県民会館会議室棟耐震改修等工事共同企業体
代表者
東京都中央区日本橋本町四丁目12番19号
佐藤工業株式会社
共同企業体構成員
富山県富山市神通町二丁目3番10号
石坂建設株式会社
富山県高岡市石瀬6番地の1
塩谷建設株式会社
- 6 完成期日 平成27年2月27日

議案第 63 号

工事委託契約変更に関する件

平成21年2月定例県議会において議決を経た都市計画道路二口北野線JR交差函渠工工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

契 約 金 額	変更前	1,933,112,000円
	変更後	1,730,312,000円

議案第 64 号

有料道路の事業の変更について同意をするの件

富山県道路公社の有料道路の事業を次のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により同意する。

平成26年2月26日 提出

富山県知事 石 井 隆 一

立山有料道路の料金の表の備考以外の部分を次のように改める。

(通行1台1回につき) (単位 円)

車種	普通自動車		小型自動車		乗合型自動車			特殊自動車		軽自	二輪	原動付	軽車	自	
	乗用	貨物	乗用	貨物	マイ	路線	その他	大型	小型	動車	自動車	機付	両	転車	
料 金 額	桂台～ 美女平	6,600	8,800	4,300	4,300	6,600	10,900	16,800	16,800	2,400	2,400	2,400	1,100	1,000	450
	追分～ 室堂	2,400	3,200	1,800	1,800	2,400	4,100	7,200	7,200	800	800	800	500	400	250
	桂台～ 室堂	9,000	12,000	6,100	6,100	9,000	15,000	24,000	24,000	3,200	3,200	3,200	1,600	1,400	700

立山有料道路の料金の表の備考4中「平成9年4月1日」を「平成26年4月1日」に改め、同表の備考4を同表の備考5とし、同表の備考3を同表の備考4とし、同表の備考2を同表の備考3とし、同表の備考1を同表の備考2とし、同表の備考に1として次のように加える。

- 1 料金の額は、税抜き料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、円単位を四捨五入することにより、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより10円単位の端数処理を行うことができる。

議案第 65 号

富山県花総合センターの指定管理者の指定の変更に関する件

平成25年11月定例県議会において議決を経た富山県花総合センターの指定管理者の指定について、次のとおり変更するものとする。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

変更前

公益財団法人砺波市花と緑の財団

砺波市中村 100 番地 1

変更後

公益財団法人砺波市花と緑と文化の財団

砺波市花園町 1 番32号

議案第 66 号

国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の
一部負担の追加に関する件

平成 6 年 6 月定例県議会で議決を経た国営土地改良事業及び県営土地改良事業に
要する費用に係る市町村の一部負担に関する件の 1 対象事業及び負担率 (2) 県
営土地改良事業の表に次のように追加し、平成26年度以降の事業に係る負担金から
適用する。

平成26年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

中山間地域防災減災事業	大規模事業	事業費（事務費を除く。） の 100 分の10
	小規模事業	事業費（事務費を除く。） の 100 分の15

報告第 1 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法 第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
1	平成25年9月21日に県道弘法称名立山停車場線中新川郡立山町芦峯寺地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 5,150円	平成26年 1月7日
4	平成25年9月19日に富山県林道有峰線小見線区間富山市有峰村川谷割地内で発生した落石による車両の損傷	茨城県猿島郡五霞町 在住 2 名	県が支払う額 146,769円	平成26年 1月28日
5	平成25年9月13日に富山県林道有峰線小口川線区間富山市有峰村川谷割地内で発生した落石による車両の損傷	愛知県名古屋市 愛知日野自動車株式会社 愛知県名古屋市 瀧富工業株式会社 砺波市在住 1 名	県が支払う額 680,176円	平成26年 1月29日

報告第 2 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成26年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
81	平成25年10月9日に黒部市萩生地内で発生した警察車両の交通事故	佐賀県小城市 有限会社勝洋 佐賀県唐津市在住1名	県が受け取る額 417,459円	平成25年 12月24日
82	平成25年10月10日に中新川郡立山町岩峯寺地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 株式会社奥村建設 富山市 豊田建設株式会社 富山市在住1名	県が受け取る額 16,380円	平成25年 12月26日
2	平成25年7月9日に富山市東町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 198,545円	平成26年 1月10日
3	平成25年9月10日に高岡市石瀬地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名	県が支払う額 44,041円	平成26年 1月10日
6	平成25年11月28日に富山市安野屋町地内で発生した借上車両の交通事故	富山市 株式会社ホクタテ 富山市在住1名	県が受け取る額 162,880円	平成26年 2月4日
7	平成25年11月28日に中新川郡上市町横法音寺地内で発生した県有自動車の交通事故	中新川郡上市町在住 1名	県が支払う額 71,107円	平成26年 2月5日
8	平成25年11月6日に富山市高木東地内で発生した県有自動車の交通事故	石川県白山市 有限会社アレック 高岡市在住1名	県が受け取る額 1,030,000円	平成26年 2月10日
9	平成25年11月15日に富山市金山新東地内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住2名	県が支払う額 52,626円	平成26年 2月10日
10	平成25年12月20日に黒部市宇奈月町内山地内で発生した警察車両の交通事故	黒部市在住1名	県が受け取る額 27,436円	平成26年 2月10日
11	平成26年1月6日に富山市新庄町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 60,606円	平成26年 2月10日